

社会福祉法人 室蘭福祉事業協会

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画（第三期）

ワークライフバランスの取れた働き方ができ、男女ともに全職員が活躍できる雇用環境の整備の次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日

2. 課題

① 年次有給休暇取得率の更なる向上

年次有給休暇取得率：法人全体 43.7% / 正職員30.4%
(※令和2～令和6年度平均)

② 時間外労働の更なる縮減

時間外労働時間：正職員 5.16時間/月あたり
(※令和2～令和6年度平均)

③ 育児休業取得率の更なる向上

男性 0% (取得対象者 5名中0名取得)

女性 100% (取得対象者 8名中8名取得)

(※令和2～令和6年度中)

3. 目標と取組内容・実施時期

目標1（職業生活と家庭生活の両立に関する目標）

職員一人当たりの年次有給休暇取得率を50%以上とする

◀取組内容▶

▷令和8年4月～

●定期的に年次有給休暇の取得状況を把握し、取得を促す。特に正職員の取得率が低いことから、法人、事業所側からの計画的な取得を働きかける。

●事業所間の取得率の差が見受けられることから、業務の見直しや、一時的な人手不足時の応援体制を確立する。

▷令和9年4月～

- 事務処理の相互応援、電子化やシステム導入等業務の見直しを行い、生産性向上や業務効率化を目指す。

目標2（職業生活と家庭生活との両立に関する目標）

職員一人当たりの月平均時間外労働を5時間以内とする

◀取組内容▶

▷令和8年4月～

- 小学校就学前までの子を養育している職員の時間外労働の制限を周知するとともに、積極的な活用を促す。
- 休日勤務は必要性等を検討のうえ実施し、ほかの行事等との関係を整理し、簡素合理化や統廃合に心掛ける。

▷令和9年4月～

- 事務処理の相互応援、電子化やシステム導入等業務の見直しを行い、生産性向上や業務効率化を目指す。
- 会議や打ち合わせ研修は、事前に資料を配布する、オンライン開催を行うなど業務の効率的な遂行に心掛ける。

目標3（職業生活と家庭生活との両立に関する目標）

育児休業取得率 男性20%以上・女性100%とする

◀取組内容▶

▷令和8年4月～

- 育児休業制度、出生時育児休業制度の周知を行う。
- 男性の育児休業取得の積極的活用を働きかける。
- 育児休業の取得しやすい職場の雰囲気醸成に努める。
- 育児休業からの復帰後は、職場情報の提供、円滑な業務引き継ぎや分担、子の看護等休暇制度の周知、特別有給休暇、年次有給休暇の有効活用への配慮を行い、法人、事業所全体での子育て支援を行う。